

転任のため赴任する場合の旅費及び外国旅行の旅費の支給に関する取扱い要綱

昭和52年7月28日  
52川職給第159号

(趣旨)

- 1 この要綱は、川崎市旅費支給条例（昭和22年川崎市条例第21号。以下「旅費条例」という。）第9条の2及び第16条の規定に基づき、転任のため赴任する場合の旅費及び外国旅行の旅費の支給に関して必要な事項を定めるものとする。

(移転料)

- 2 移転料は、赴任に伴う住居の移転に要する実費を支給する。

(着後手当)

- 3 着後手当は、赴任に伴う住居の移転について、旅費条例別表の日当の5日分及び宿泊料の5夜分に相当する額により支給する。ただし、旅行者が新在勤地に到着後直ちに川崎市公舎管理規則（昭和41年川崎市規則第9号）第2条に規定する公舎又は自宅に入る場合は、同表の日当の2日分及び宿泊料の2夜分に相当する額により支給する。

(扶養親族移転料)

- 4 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について、次の各号に規定する額により支給する。

- (1) 赴任の際、扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命じられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次に規定する額の合計額

ア 年齢12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、車賃及び航空賃の全額並びに日当、宿泊料及び着後手

当の3分の2に相当する額

イ 年齢6歳以上12歳未満の者については、アに規定する額の2分の1に相当する額

ウ 年齢6歳未満の者については、その移転の際における職員相当の日当、宿泊料及び着後手当の3分の1に相当する額。ただし、年齢6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する金額を加算する。

(2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、赴任の際扶養親族を移転する場合又は赴任の際扶養親族を移転しないが、赴任を命じられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅費について前号の規定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができる額に相当する額を超えることはできない。

(3) 第1号アからウまでの規定により日当、宿泊料及び着後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(外国旅行の旅費)

5 外国旅行における旅費の額及び支給方法については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号。以下「旅費法」という。）第31条から第40条まで及び別表第2の規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとし、旅費法第32条、第33条及び第34条の規定に基づき支給する額は、それぞれの額の範囲内の実費額とする。

読み替える旅費法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
-------------	-----------	---------

第 3 1 条 第 1 項	前章	川崎市旅費支給条例（昭和 2 2 年川崎市条例第 2 1 号。第 1 6 条を除く。）
第 3 2 条 第 1 号イ	内閣総理大臣等	市長・副市長
	指定職の職務	8 級の職務にある者
	7 級以上の職務にある者	7 級以下 5 級以上の職務にある者
第 3 2 条 第 1 号ロ	6 級以下の職務にある者	4 級以下の職務にある者
第 3 2 条 第 4 号	内閣総理大臣等	市長・副市長
	指定職の職務	8 級の職務にある者
	7 級以上の職務にある者	7 級以下 5 級以上の職務にある者
第 3 3 条 第 1 号イ	内閣総理大臣等	市長・副市長
	指定職の職務	8 級の職務にある者
	7 級以上の職務にある者	7 級以下 5 級以上の職務にある者
	6 級以下 2 級以上の職務にある者	4 級以下の職務にある者
第 3 3 条 第 1 号ロ	内閣総理大臣等	市長・副市長
	指定職の職務	8 級の職務にある者
	7 級以上の職務にある者	7 級以下 5 級以上の職務にある者
	6 級以下の職務にある者	4 級以下の職務にある者
第 3 3 条 第 1 号ハ	内閣総理大臣等	市長・副市長
第 3 3 条 第 3 号	内閣総理大臣等	市長・副市長
	指定職の職務	8 級の職務にある者
	7 級以上の職務にある者	7 級以下 5 級以上の職務にある者

第34条第1項第1号イ	内閣総理大臣等並びに指定職の職務にある者であつて一般職の職員の給与に関する法律第6条第1項第11号に規定する指定職俸給表の適用を受けるもののうち同表の6号俸の俸給月額以上の俸給を受けるもの（同表の7号俸又は6号俸の俸給月額の俸給を受ける者にあつては、各庁の長が財務大臣に協議して定めるものに限る。以下この号において「特定指定職在職者」という。）及び指定職の職務にある者であつて同表の適用を受けないもののうち各庁の長が財務大臣に協議して定める特定指定職在職者に相当するもの		市長・副市長
第34条第1項第1号ロ	指定職の職務にある者		8級の職務にある者
	7級以上の職務にある者		7級以下5級以上の職務にある者
	6級又は5級の職務にある者		4級以下の職務にある者
第34条第1項第1号ハ	6級以下の職務にある者		4級以下の職務にある者
第34条第1項第2号イ	内閣総理大臣等		市長・副市長
	指定職の職務		8級の職務にある者
	7級以上の職務にある者		7級以下5級以上の職務にある者
	6級又は5級の職務にある者		4級以下の職務にある者
第34条第1項第2号ロ	6級以下の職務にある者		4級以下の職務にある者
第34条第1項第4号	内閣総理大臣等		市長・副市長
	指定職の職務にある者		8級の職務にある者
別表第2の1の表	内閣総理大臣等	国务大臣等及び特命全権大使	市長
		その他の者	副市長

	指定職の職務にある者	8級の職務にある者	
	7級以上の職務にある者	7級以下5級以上の職務にある者	
	6級以下3級以上の職務にある者	4級以下の職務にある者	
別表第2の2の表	内閣総理大臣等	市長・副市長	
	指定職の職務にある者	8級の職務にある者	
	7級以上の職務にある者	7級以下5級以上の職務にある者	
	6級以下4級以上の職務にある者	4級以下の職務にある者	
別表第2の3の表	内閣総理大臣等	国務大臣等及び特命全権大使	市長
		その他の者	副市長
	指定職の職務にある者	8級の職務にある者	
	9級の職務にある者	7級の職務にある者	
	8級又は7級の職務にある者	6級又は5級の職務にある者	
	6級の職務にある者	4級以下の職務にある者	

備考 この表の右欄の「何級」とは、給与条例第3条第1項第1号に規定する行政職給料表（1）による当該級をいい、同項に規定されたその他の給料表については、旅費条例別表の付表に定めるところによる。

（支度料）

- 6 前項の規定にかかわらず、同項において準用する旅費法第39条の規定に基づく支度料は、市長が特に必要と認める場合を除き、支給しないものとする。

附 則

この要綱は、昭和52年7月28日から施行する。

附 則

この改正要綱は、昭和54年4月13日から施行し、昭和54年4月1日か

ら適用する。

附 則

この改正要綱は、昭和54年7月13日から施行する。

附 則

この改正要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

〈参 考〉扶養親族移転料早見表

区 分	1 2 歳以上	6 歳以上 1 2 歳未満	6 歳未満
鉄 道 賃	全 額	2 分 の 1	( 3 人以上を随伴するとき は、その 2 人を超える者 1 人ごとに 2 分 の 1 )
車 賃	全 額	2 分 の 1	—————
日当及び宿泊料	3 分 の 2	3 分 の 1	3 分 の 1
着 後 手 当	3 分 の 2	3 分 の 1	3 分 の 1

備考 本表は、赴任する職員の旅費額を基準としたものである。